

小城市地方創生移住支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、佐賀県と小城市が共同して行う小城市地方創生移住支援事業（以下「移住支援事業」という。）を実施するにあたり、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「佐賀県実施要領」という。）、小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和3年小城市告示第71号。以下「要綱」という。）及び法令等の定めるもののほか、基本的な枠組みを定める。

(事業の概要)

第2条 移住支援事業の概要は、以下のとおりとする。

- 1 市は、佐賀県が行うマッチング支援事業又は地域活性化等起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県という。以下同じ。）から移住して就業又はテレワークによる業務の継続又は起業しようとする者が小城市に転入後に就業又はテレワークによる業務の継続又は起業し定住に至った場合に、佐賀県と小城市が協働して移住支援金を交付する。
- 2 前項における市の業務は、移住者からの申請受付・要件確認、移住支援金の交付、定住の確認、債権管理を行う。

(移住支援金の支給要件等)

第3条 移住支援金の支給に関する詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③又は④の要件を満たす就職又はテレワークによる業務の継続又は起業をした者の申請により、要綱に基づき移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア） 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区をいう。以下同じ。）に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、特別区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、特別区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、特別区内への通勤をしていたこと（ただし、特別区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 転入に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和3年4月1日以降に小城市内に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）したこと。
- b 移住支援金の申請時において、小城市に転入した日から3か月を経過した日以後で、かつ、小城市に転入した日から1年を経過する日を超えない日であること。
- c 移住支援金の申請日から5年以上小城市に居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他の反社会的勢力の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は反社会的勢力の構成員と関係を有する者でないこと。
- b 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は特別永住者の在留資格を有するものであること。
- c 申請者と同一の世帯に属する他の者が、過去に小城市から移住支援金の支給を受けていないこと。
- d 前各号までに定めるもののほか、市長が移住支援金の対象として不適切と認める者でないこと。

② 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 就業先が、佐賀県が実施する移住支援事業に基づき、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、マッチングサイトの対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記bの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新

規の雇用であること。

(イ) 専門人材である場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
- c 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 起業に関する要件

佐賀県実施要領第 6 に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(2) 移住支援金の申請・支給方法

① 申請

移住支援金の申請者は、要綱に定める申請書、移住先の就業先の就業証明書（起業支援金の交付決定者は除く）及び本人確認書類に加え、上記（1）①の要件を満たし、かつ②、③又は④の要件に該当することを証する書類を小城市に提出する。

② 支給方法

市は、①の申請が上記（１）①の要件を満たし、かつ②、③又は④の要件に該当すると認めるときは、移住支援金を支給するものとする。

（３） 移住支援金の返還

市は、要綱に基づく移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市が認めた場合はこの限りでない。

① 全額の返還

- （ア） 虚偽の申請等をした場合
- （イ） 移住支援金の申請日から３年未満に転出した場合
- （ウ） 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （エ） 佐賀県実施要領第６に規定する地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に転出した場合

（４） 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに佐賀県に共有することとする。また、佐賀県は、地域活性化等起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市に共有することとする。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。